

改正

平成20年5月1日規則第44号

平成25年3月28日規則第5号

平成26年3月26日規則第7号

旭川市工芸センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川市工芸センター条例(昭和30年旭川市条例第25号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開所時間及び休所日)

第2条 旭川市工芸センター(以下「センター」という。)の開所時間及び休所日は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 開所時間 午前8時45分から午後5時15分まで

(2) 休所日 旭川市の休日を定める条例(平成5年旭川市条例第3号)第1条第1項各号に定める日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、開所時間及び休所日を臨時に変更し、又は設けることがある。

(使用の承認)

第3条 条例第4条第1項の規定による承認を受けようとする者は、旭川市工芸センター機械設備使用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、センターの使用を承認したときは、旭川市工芸センター機械設備使用承認書(様式第2号)を前項の申請書を提出した者に交付する。

(業務の依頼)

第4条 センターに試験分析その他の業務(以下「業務」という。)を依頼する者(以下「依頼者」という。)は、旭川市工芸センター業務依頼申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の依頼があったときは、依頼者に旭川市工芸センター業務依頼承認書(様式第4号)を交付する。

3 市長は、業務が完了したときは、依頼者に分析結果書又は試験分析成績証明書を交付する。

(使用料等の納入)

第5条 条例第5条第1項に規定する使用料は設備の使用後に、同条第2項に規定する手数料は業務の完了後に遅滞なく納入しなければならない。ただし、試験分析成績証明書に係る手数料は、前条第1項の申請書を提出したときに納入しなければならない。

(使用料等の減免)

第6条 条例第5条第3項の規定により使用料又は手数料(以下「使用料等」という。)を減額し、又は免除することができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 国、地方公共団体等が公務上使用し、又は業務を依頼するとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

2 使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、旭川市工芸センター使用料等減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料等の減額又は免除を承認したときは、旭川市工芸センター使用料等減免承認書(様式第6号)を前項の申請書を提出した者に交付する。

(運営委員会の組織)

第7条 条例第7条の規定による旭川市工芸センター運営委員会(以下「委員会」という。)は、委員11人で組織する。

(委員会の委員)

第8条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 木工業又は窯業関係者 6人

(2) 学識経験を有する者 5人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員会の委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第10条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところに

よる。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、センターにおいて処理する。

第12条 削除

(職員)

第13条 センターに所長を置く。

2 センターに主幹、副所長、主査、主任その他必要な職員を置くことがある。

(職務)

第14条 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 主幹は、上司の命を受けて主幹の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。

3 副所長は、所長を補佐する。

4 主査は、上司の命を受けて主査の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

5 主任は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

6 その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(分掌事務)

第15条 センターは、次の事務を分掌する。

(1) 木工芸及び窯業に係る技術の調査研究、相談、指導及び普及に関すること。

(2) 木工芸品及び窯業製品に係る設計、意匠、試作及び研究開発に関すること。

(3) 木工芸及び窯業に係る技術者の育成に関すること。

(4) 木工芸及び窯業に係る展示会、講習会等の開催に関すること。

(5) 木工芸及び窯業に係る資料及び情報の収集及び提供に関すること。

(6) 施設設備の使用許可に関すること。

(7) 依頼試験等の実施及び成績書の発行に関すること。

(8) その他センターに関すること。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 旭川市工芸センター運営委員会設置規則（昭和44年旭川市規則第1号）
- (2) 旭川市工芸センター使用料及び手数料条例施行規則（昭和55年旭川市規則第14号）

附 則（平成20年5月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。